

第 10 研究「特産品に関する総合的研究」について

川満直樹（第 10 研究、商学部）

第 10 研究では、「特産品に関する総合的研究」をテーマに研究を行ってきた。今回は、特産品に関する研究の一つの事例として、沖縄の郷土菓子ちんすこうについて商標登録と関連させ述べたい。

現在、ちんすこうは沖縄を代表する土産菓子として多くの人に知られている。沖縄が日本本土復帰を果たした 3 年後の 1975 年に、沖縄でちんすこうの商標登録問題がおきた。事の発端は、新垣菓子店の新垣淑扶が、1975 年 4 月に「ちんすこう」の名称を商標登録の出願を行ったことであった。淑扶は、商標登録の出願を行った理由を「ブームにのってほかの業者もちんすこうの銘を入れて売っているが、味が異なったりで、本来のちんすこうの価値を守るため、あえて商標登録の出願に踏み切った」と述べている。

この淑扶のコメントが『沖縄タイムス』に掲載されたのは 1975 年 4 月 8 日であったが、その翌日の 9 日に東京在住で弁理士の新垣盛克が同じく『沖縄タイムス』に「論壇 憂うべき商標登録の実情」というタイトルの記事を寄稿した。盛克は、ちんすこうがすでに商標登録の出願がなされていることを指摘し、それ以外にも沖縄に関連する名前や言葉も商標出願がなされていることを指摘した。例えば、「ツンダラカヌシャマヨ、琉球王、琉球の女、安里屋ゆんた、びんがた」などである。盛克は、『沖縄タイムス』に記事を寄稿した理由を「かねてから憂慮していた沖縄県民の商標権に対する甘い認識、もしくは無関心を、これ以上放置できないと考えて筆をとった」と述べている。

新聞に淑扶と盛克の記事が掲載されて以降、沖縄では新垣菓子店、ちんすこうの名称を商標登録の出願を行った沖縄県外の業者、そして沖縄県内でちんすこうを製造販売している業者をも巻き込み大きな問題となった。この問題は、業者だけではなく沖縄県民も大いに関心を持ち、新聞紙上に「沖縄の『チンスコウ』老舗が登録をおもいたった確かな根拠はわからないが、現在のはく奪的商行法からすると『チンスコウ』に誇りをもつ側としては当然であろう」、「復帰を境に、沖縄の何もかもが資本の大きい他府県に吸いとられ、本来のものが失われてゆく危機を感じる」などの県民の声が掲載された。また、淑扶も「本土は、こんな伝統的なものまで、私たちから奪うのか」と述べている。それら県民のコメントは、当時沖縄の人々が日本本土に対してもっていた思いが込められているように思う。

最終的に、ちんすこうの商標登録問題は、特許庁が「ちんすこうは慣用されている標章

である」として終息した。

商標は、個人・企業が製造した商品を他の者が製造した商品と区別するために使用するものである。また、それだけではなく商品の品質やブランドを保証するものでもあり、商品の価値を維持し守るために重要なものでもある。淑扶が商標登録の出願を行った理由も、ちんすこうの味と価値を守るためであった。沖縄で起こったちんすこうの商標登録問題は、商標は商品自体にのみに関連するものではなく、商品に内包されている地域が歩んできた歴史やある時期に地域がおかれた社会的状況も含まれることを示したと思う。

このように第 10 研究では、単に特産品がどのような過程を経て誕生したのか、などだけではなく、特産品と地域社会との相互関係を明らかにすべく研究を行っている。